

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年2月26日
【会社名】	ダイドードリンコ株式会社
【英訳名】	DyDo DRINCO, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高松 富也
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島二丁目2番7号
【電話番号】	06(6222)2611
【事務連絡者氏名】	執行役員財務本部長 殿勝 直樹
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島二丁目2番7号
【電話番号】	06(6222)2641
【事務連絡者氏名】	執行役員財務本部長 殿勝 直樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年2月26日開催の取締役会において、平成29年1月21日（予定）を効力発生日として持株会社体制へ移行するにあたり、当社の飲料事業を分割準備会社に承継させる分社型吸収分割を行うため、分割準備会社との間で本件分割に係る吸収分割契約の締結を承認することを決議いたしました。これに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該吸収分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : ダイードドリンク分割準備株式会社（平成28年2月24日設立）
本店の所在地 : 大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号
代表者の氏名 : 代表取締役社長 高松 富也
資本金の額 : 10百万円
純資産の額 : 10百万円
総資産の額 : 10百万円
事業の内容 : 清涼飲料の製造・販売

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益 平成28年2月24日設立のため、確定した事業年度はありません。

(3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 ダイードドリンク株式会社（提出会社） 100%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 : 当社100%出資の子会社であります。
人的関係 : 当社の取締役及び監査役が承継会社の取締役及び監査役を兼任しています。
取引関係 : 当社との取引関係はありません。

2. 当該吸収分割の目的

ダイードグループは、新たなグループ理念・グループビジョンのもと、2018年度を最終年度とする中期経営計画「Challenge the Next Stage」を推進しています。「既存事業成長へのチャレンジ」「商品力強化へのチャレンジ」「海外展開へのチャレンジ」「新たな事業基盤確立へのチャレンジ」の4つのテーマに取組み、2018年度には売上高を2,000億円へ、営業利益率を4%に引き上げることを目標としています。

2014年4月の消費税増税以降、飲料業界の市場動向は大きく変化しており、消費者の低価格志向の高まりや流通チェーンの合併・統合等による販売促進活動に対する交渉力の強化、競争力の高いプライベートブランドのさらなる拡大を背景として価格競争が激化するなど、収益確保に向けた経営環境は極めて厳しいものとなっています。

このような経営環境の激変に対応し、将来にわたる持続的成長の実現と中長期的な企業価値向上をめざすためには、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現するグループガバナンス改革が必要であると判断しました。

中期経営計画の達成をひとつの通過点として、次代に向けた企業価値創造へのチャレンジを続けていくことを目的として、グループ経営の基盤強化を図ります。

(1) グループ経営強化

持株会社体制に移行することにより、グループガバナンスを強化し、各事業の責任と権限の明確化を図り、コア事業である国内飲料事業のキャッシュフローの継続的拡大を実現していきます。

(2) 事業領域拡大への機動的対応

事業環境の大きな変化に対応し、グループとしての持続的な利益成長・資本効率向上を実現していくためには、既存事業によるキャッシュフローの継続的拡大へのチャレンジに加えて、これまで積み上げてきた内部留保を有効活用し、ヘルスケア領域などの収益性・成長性の高い新たな事業領域を獲得していくことも重要な課題と考えています。M&A戦略に機動的に対応できる組織体制を整備し、積極的にチャレンジしていきます。

3. 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

当社を分割会社とし、当社100%出資の分割準備会社であるダイドードリンコ分割準備株式会社を承継会社とする分社型吸収分割です。

(2) 吸収分割に係る割当ての内容

承継会社は、普通株式1,800株を発行し、そのすべてを当社に割当てます。

(3) 吸収分割の日程

分割準備会社設立承認取締役会	：	平成28年2月15日
分割準備会社設立日	：	平成28年2月24日
吸収分割契約承認取締役会	：	平成28年2月26日
吸収分割契約締結日	：	平成28年2月26日
吸収分割契約承認時株主総会	：	平成28年4月15日（予定）
吸収分割の効力発生日	：	平成29年1月21日（予定）

(4) その他の吸収分割契約の内容

当社とダイドードリンコ分割準備株式会社が平成28年2月26日に締結した吸収分割契約の内容は後記のとおりです。

4. 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

承継会社は、分割会社の100%子会社であり、かつ本分割は資産及び負債を帳簿価額で承継させ、本分割により承継会社が発行する全株式を当社に割当てる分社型吸収分割であることから、両社間で協議し、割当てる株式数を決定いたしました。なお、第三者による割当て内容の算定は予定しておりません。

5. 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

- (1) 商号 : ダイドードリンコ株式会社（平成29年1月21日付でダイドードリンコ分割準備株式会社より商号変更予定）
- (2) 本店の所在地 : 大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号
- (3) 代表者の氏名 : 代表取締役 高松 富也
- (4) 資本金の額 : 100百万円
- (5) 純資産の額 : 3,839百万円
- (6) 総資産の額 : 56,150百万円
- (7) 事業の内容 : 清涼飲料の製造・販売

なお、上記純資産の額及び総資産の額は、平成28年1月20日現在の貸借対照表を基準として算出しており、実際の金額は、上記金額に効力発生日前日までの本事業に関する資産及び負債の増減を加除した数値となります。

吸収分割契約書

平成28年2月26日

【吸収分割会社】

甲 大阪市北区中之島二丁目2番7号
ダイードリンコ株式会社
代表取締役 高松 富也

【吸収分割承継会社】

乙 大阪市北区中之島二丁目2番7号
ダイードリンコ分割準備株式会社
代表取締役 高松 富也

上記の吸収分割会社甲と、吸収分割承継会社乙は、甲の飲料事業（以下、「本件事業」という。）を分割して、乙に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり契約を締結したので、本契約締結の証として本書1通を作成し、上記に記名押印のうえ、甲が原本1通を保有し、乙がその写し1通を保有する。

（吸収分割）

第1条 甲は、本件事業を分割し、乙はこれを承継する。

2. 本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）吸収分割会社

商号：ダイードリンコ株式会社

（平成29年1月21日付で「ダイードグループホールディングス株式会社」に商号変更予定。）

住所：大阪市北区中之島二丁目2番7号

（2）吸収分割承継会社

商号：ダイードリンコ分割準備株式会社

（平成29年1月21日付で「ダイードリンコ株式会社」に商号変更予定。）

住所：大阪市北区中之島二丁目2番7号

（承継する権利義務）

第2条 乙は、本吸収分割に際し、【別紙（承継対象権利義務明細表）】に基づき、平成28年1月20日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これらに本吸収分割の効力発生日に至るまでの増減を加除したうえで確定する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位及びこれらに付随する権利義務を、本吸収分割の効力発生日において、甲から承継する。

2. 甲は、本吸収分割により乙が甲から承継する債務すべてについて、本吸収分割の効力発生日において重疊的に引き受け、引き続き乙と連帯して債務を負担するものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償できるものとする。

（吸収分割対価の交付及び割当て）

第3条 乙は、本吸収分割に際して、普通株式1,800株を新規発行し、そのすべてを甲に割り当てる。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第4条 乙が、本吸収分割により増加する資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

（1）資本金 金9,000万円

（2）資本準備金 金0円

（3）利益準備金 金0円

(効力発生日)

第5条 本吸収分割の効力発生日は、平成29年1月21日とする。ただし、本吸収分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議のうえ、これを変更することができる。

2. 前項ただし書の場合、甲は平成29年1月21日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日。)の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

(分割承認総会)

第6条 甲は、本吸収分割の効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する承認を得るものとする。

2. 乙は、本吸収分割の効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議(会社法第319条第1項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。)を得るものとする。

(競業避止義務の免除)

第7条 甲は、本吸収分割後においても、本件事業に関し会社法第21条に定める競業避止義務を負わないものとする。

(会社財産の善管注意義務)

第8条 甲及び乙は、本契約締結日から本吸収分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、その業務執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意のうえ、これを行うものとする。

(分割条件の変更及び吸収分割契約の解除)

第9条 本契約締結日から本吸収分割の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産あるいは経営状態に重大な変更が生じたとき、若しくは隠れた重大な瑕疵が発見されたときは、甲及び乙は協議のうえ、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(分割契約の効力)

第10条 本契約は、甲乙それぞれにおいて必要とされる各機関による承認又は法令に定める関係諸官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めのない事項)

第11条 本契約に定める事項の他、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙は協議のうえ、これを決定する。

承継対象権利義務明細表

乙は、本吸収分割により、本吸収分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成28年1月20日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本吸収分割の効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する現金及び預金、売掛金、商品、未収入金、その他の流動資産等。ただし、甲のグループ経営管理事業に関する現金及び預金、有価証券、関係会社短期貸付金等の流動資産は除く。

(2) 固定資産

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する工具、器具及び備品、リース資産、その他の固定資産等。ただし、甲のグループ経営管理事業に関する投資有価証券、関係会社株式、関係会社出資金、関係会社長期貸付金等の固定資産は除く。

2. 承継する債務

(1) 流動負債

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する買掛金、リース債務、未払金、1年内返済予定の長期借入金、その他の流動負債等。ただし、甲のグループ経営管理事業に関する未払法人税等、未払消費税等、1年内返済予定の長期借入金等の流動負債は除く。

(2) 固定負債

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有するリース債務、社債、長期借入金、長期預り保証金、その他の固定負債等。ただし、甲のグループ経営管理事業に関する社債、長期借入金等の固定負債は除く。

3. 承継する雇用契約等

(1) 雇用契約

甲の全従業員（嘱託、パートタイマー、アルバイト、他社出向中の者等を含む。）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

(2) 労働協約等

甲がダイドー労働組合との間で締結している労働協約・諸規定について、甲とダイドー労働組合との間の合意に基づくもの。

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

本件事業に属する商標権、特許権その他知的財産権に係る権利については、乙に承継しない。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、次の各号に掲げるもの並びに法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本吸収分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

- ① 会計監査人との間で締結した契約
- ② 株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約
- ③ 分割会社が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約
- ④ グループ経営管理事業に関して締結した弁護士、税理士その他アドバイザーとのアドバイザー契約
- ⑤ 証券会社との間で締結した契約
- ⑥ 従業員持株会信託に係る契約
- ⑦ 会社役員にかかる保険契約
- ⑧ 乙に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約
- ⑨ 前各号に関連する一切の契約

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったものを除く。

5. その他

承継権利義務のうち、本契約締結後に法令その他規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の出損を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、合意により、承継対象権利義務を変更することができる。